

平成 25 年度事業報告

公益社団法人 日本文藝家協会

【概要】

平成 25 年度は、より公益法人にふさわしい会計を目指し実質収支予算を組んだ。各事業とも支出を抑えたこと、とくに著作権管理事業に関する通信費、消耗品費、支払手数料等の経費、その他の講演会事業に関する費用や図書編纂事業に関する費用を抑制しつつ活動できた。また一年間かけて、月次報告のできる財務管理体制を整えることができた。

5 月の第 67 回定時総会では会員獲得と協会の運営維持のために理事会で討議してきた、入会金の値下げと高齢会員の会費免除の改定を可決、9 月理事会では寄附をいただいた方に有用となる「寄附金等取扱規程」改定案を可決するなど懸案事項を決定し、実行に移している。

著作権や電子書籍をめぐる情報提供・代理窓口としての機能がこれまで以上に協会に求められているなか、文化庁「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会」、経済産業省「出版物の流通促進に向けた契約の在り方に関する検討会」の各委員として理事が参加、協会の立場表明や意見交換など積極的に活動し、逐次理事会で報告を行った。また、著作権に関する政府の説明会や他団体の勉強会等に協会職員が参加し状況の把握に努めた。

11 月に、著作者と出版社が語り合う勉強会が協会会議室で開催された。文芸書を出版している出版社 10 社と協会理事・会員と計 40 余名の参加で、「電子出版権」について話し合う初の会合となった。また、この会の意向を受けて、実務者による「21 世紀の契約書を考える会」が発足した。これは出版業界と協力して、著作者に電子書籍への理解を深めてもらうこと、電子書籍の契約書のひな型をつくることを趣旨とするもので、定期的な活動を開始している。

文藝家協会として地方会員との交流を深め、同人誌会員、また文学館や文学記念会とも連携していくという目標が以前からあったが、平成 25 年度は 6 月に仙台、11 月には鹿児島で開催することができた。いずれも予想以上に文学愛好家の参加があり好評だった。近隣の学芸施設への視察も、今後の企画協力などにつながる手ごたえを得た。

平成 25 年度の各事業別の展開は次の通り。

公益事業 1 文芸普及事業

1 講演会等事業

1) 文芸および著作権に関するイベント

文芸全般に関する様々なテーマで、講師と参加者が語り合えるサロンとして定着している「文芸トークサロン」は、平成 25 年度は以下のように 9 回協会会議室で開催した。今期はとくに作家、詩人ら実作者に依頼して自作と現実の問題との関連性についてのテーマを展開した。

【第 15 回】3 月 22 日『東日本大震災と脱原発』……心まで汚染されてたまるか

ゲスト 脱原発をめざす作家の会／加賀乙彦（作家）、森 詠（作家）ほか

【第 16 回】6 月 28 日“著作権なう” part2

ゲスト 日本写真家ユニオン 日本シナリオ作家協会 日本漫画家協会 JABDA

My ブック変換協議会 ほか

- 【第17回】7月26日『向田邦子について』しゃべりたい、話したい
ゲスト 向田和子さん(エッセイスト)、紺野美沙子さん(女優)
- 【第18回】8月30日『さあ、小説を書いてみよう』
ゲスト 村上政彦(作家)
- 【第19回】9月20日『文学と反レイシズムについて』しゃべりたい、話したい
ゲスト 桜井信栄(南ソウル大学助教授)、中沢けい(作家)
- 【第20回】9月27日『終活』をテーマに〈しゃべりたい、話したい〉
ゲスト 安田依央(作家 司法書士)
- 【第21回】11月15日 肉聲と文芸と 目のコトバから、耳のコトバへ
ゲスト 稲葉真弓さん(詩人)、天童大人さん(詩人 朗唱家)
- 【第22回】2月28日 小説の力について 何のために読むか、どう読むか
ゲスト 田中実さん(都留文科大学名誉教授)
- 【第23回】3月28日 映画「楽隊のうさぎ」についてしゃべりたい、話したい
With メイキングフィルム上映会
ゲスト 越川道夫(企画・プロデュース)、中沢けい(作家 原作者)

2) 文学碑公苑・講演会

今年からの試みで、これまで「墓前祭」と同時期の開催だった「文学碑公苑・講演会」を別立ての企画とし、10月29日に「向田邦子とっておき話」と題して開催した。聴き手に出久根達郎氏、講師に向田邦子氏末妹で、エッセイストの向田和子氏を迎えた。参加者は、協会貸切バスにて千駄ヶ谷と富士霊園を往復、帰路には紅葉の季節でもあり富士山の見える「山中湖 文學の森」に立ち寄り、文学散歩を楽しんだ。一層の充実を図るため開催日、コース等調査して工夫していく。

3) 著作権思想普及セミナー支援

文化庁著作権セミナーが5月、8月に実施され、事務局員を講師として派遣。また各地の著作権普及のためのセミナー等に資料を提供した。今期は、実作者とのふれあいの機会を提供すること、そこに地方会員が参加し交流の場になることを盛り込んだ、より参加しやすい著作権思想普及の地方講演会を二度開催できた。講師には、実作者としての体験や著作権の継承者として著作物の二次使用への考え方などを披露していただき、こうした記録を協会ならではのプログラムとして活かしていくことを考えたい。

2 データベース事業

ホームページ「イベント」欄では、文芸トークサロン、文学碑公苑講演会などの協会イベント情報を、「編纂物」欄では、平成25年度に発行した協会編纂物の情報を発信した。今期の声明文・要望としては「児童ポルノ禁止法改定案についての声明」「入試問題に関する要望書」をそれぞれホームページ上に追加して発信した。また、ホームページにアップしている協会会員名簿を毎月更新した。コンテンツ・ポータルサイト運営協議会に参加し、ポータルサイト「JAPACON(ジャパコン)」による海外に向けての日本のコンテンツの発信に協力した。

会員・著作権データ管理システム「K101」では、4月の消費税改正、85歳以上の新会費に伴い変更を行った。1月には支払調書を発行し、支払データの完全移行となった。

3 編纂事業

1) 文藝年鑑

25年度の文芸各分野の話題と動向を収録、また作家・著作権関係者の連絡先を更新した「文藝年鑑2013」を新潮社より刊行した。6月30日発行 定価4,400円(税別) 編纂委員 川村 湊、青山 南、紀田順一郎、曾根博義、沼野充義、三浦雅士

編纂にあたっては、編纂委員会で検討を重ね、「文藝年鑑」の在り方、とくに「概観」欄の文芸各分野の見直して、より文芸に特化した目次立てを工夫した。便覧や文芸関連名簿など、編集、広報などの企画立案や著作物使用申請に必携の内容であることをさらに広報し、著作権使用の許諾状に案内を添えたり、ニュースリリース・講演会案内等などに刊行案内を添えるなど、販促の工夫を重ねた。

- 2) 文芸の普及、啓発のために各分野での年間優秀作品を収集したアンソロジーの編纂を今年度もおこない、各出版社から刊行した。編纂委員会においては、編纂方針や選考方針について見直しあるいは、出版社の編集担当者たちと協議をすすめた。また、現代日本の文芸をより理解してもらうために、国際交流基金の協力を得て、協会編纂物をセットにして、海外の日本文学、日本文化の研究施設、大学や教育機関など50か所余りに寄贈する事業をおこなった。

「文学2013」4月30日 講談社発行 定価3,300円(税別)

編纂委員 川村 湊 島田雅彦 富岡幸一郎 中沢けい 沼野充義

「代表作時代小説」平成二十五年版 6月20日 光文社発行 定価2,300円(税別)

編纂委員 川村 湊 安西篤子 末國善己 竹田真砂子 繩田一男

「短篇ベストコレクション 現代の小説2013」6月15日 德間書店発行 定価686円(税別)

編纂委員 川村 湊 清原康正 長谷部史親 森下一仁

「ベストエッセイ2013」6月25日 光村図書発行 定価2,000円(税別)

編纂委員 川村 湊 角田光代 林 真理子 藤沢 周 町田 康 三浦しをん

4 文学モニメント運営事業

自然を散策しながら文学者の墓碑を慰靈できる「文学碑公苑」と「文學者之墓」は協会の誇るべき財産である。今期もこの文学碑公苑全体の保全・整備をして一般公開した。10月に恒例の「墓前祭」を執りおこなった。一層の広報を図るために、今年から近隣の文芸施設を回ったり、年間を通じた来訪者の実態を富士霊園に聞き取りをするなど、職員が数回の調査を実施した。

5 文藝家協会ニュース発刊事業

協会の事業活動および理事会の報告、著作権者の動向、声明文などを掲載し、会員および官公庁、関連団体に情報を発信、公開するための「文藝家協会ニュース」を定期物として年10回発行した。昨年来の制作コストの大幅削減を維持、継続できた。今期はとくに活発だった電子書籍と著作権法の改正をめぐる動向についての広報に心がけた。

6 障害者等支援事業

今期も障害者等の支援を目的とした「拡大写本」、「録音図書」等に利用する著作物について無償で許諾する事業をおこなった。読書困難者への朗読録音複製(カセットテープ、CD、デジタル録音図書ディジタル)や、拡大写本への許諾が主で、全国の社会福祉法人、NHK厚生文化事業団、ワシントン州NPOボイスライブラリーインジャパン等の要請に応じた。

公益事業2 著作権管理事業

1 著作権管理事業

通常の許諾業務は、ほぼ計画通り順調であった。とくに教育分野での許諾実績が増えたことが目立った。また、著作物使用許可の手続きの効率化を実現した。その過程でK101による、さらなる許諾業務の簡便化と、委託者開拓のための蓄積データシステムの活用、それを検討していくことがつぎの課題であることが認識できた。著作権思想の啓蒙活動として、6月に伊集院 静氏らを迎えて著作権管理部主催の出前イベントを仙台市情報・産業プラザセミナールームにおいて開催した。また第2回として11月に、かごしま近代文学館ホールで、向田和子氏による講演をおこなった。

2 補償金等受け取りおよび分配事業

平成25年度の報告のように私的録画補償金管理協会(SARVH)の活動終了が決定している。今後の事業運営については、当面の方針として平成25年度、26年度の2年間、共通目的事業を中心とする事業活動は続けていく。補償金の受け取りは平成25年11月の分配をもって終了になる。

もう一方の補償金受け取りおよび分配事業である、私的録音補償金管理協会(SARAH)に関する管理委託者への分配事業は、従来通り継続していく。

公益事業3 調査研究事業

1 広報・提案事業

著作権をめぐる諸問題への協会の対応、電子書籍に関する他団体とのとりまとめなど、一連の広報活動の統括を以前より三田誠広副理事長が専任してきたが、今期はとくに外部からの協力要請が増え、ほかの理事も協会の立場表明や意見交換に臨み、積極的な広報活動を行った。5月には、電子書籍時代に対応する出版者への権利付与などについて、文化庁が文化審議会著作権分科会に「出版関連小委員会」を立ち上げた。協会は、永江 朗理事（電子書籍出版検討委員会委員長）が委員として出席、8回の審議、9月の「中間まとめ」を経て12月20日に最終報告をまとめた。また、12月から経済産業省 商務情報政策局の文化情報産業関連課では、出版物の流通・契約促進事業となる検討会を発足させた。これから電子書籍や二次使用のための論点整理と契約のチェックポイントとガイドラインを作成するが狙いで、協会からは中沢けい理事（書籍流通問題委員会委員長）が参加している。逐次、理事会で報告するとともに協会ニュースに経過を掲載している。

5月と8月に文化庁の著作権研修会に職員が出講した。6月は文芸トークサロン「著作権なう！Ⅱ」を開催し、「コピライト」への著作権に関する寄稿をおこなった。6月に「児童ポルノ禁止法改定案についての声明」を、8月には「入試問題に関する要望書」（5ページ※）を発表した。6月仙台、11月鹿児島での著作権管理部主催のイベントにより、広報と著作権啓蒙に努めた。

11月12日「電子出版権について著作者と文芸出版社が語り合う勉強会」を開催した。この勉強会の提案を受け実務者による「21世紀の契約書を考える会」が12月に発足し、会の運営に協力している。

2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

今年も著作者の「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」を著作権継承者の求めに応じて、調査・作成し、著作権の公正な評価をおこない税務署に提供した。また、今年から複数の依頼を同時に受けた際の対応を考え、職員同士の勉強会を開いた。出版や著作物についての専門的な知識を必要とする作業であり今後も続けていく。

3 連絡仲介事業

文芸の普及、著作権思想の啓蒙のために、一般からの問合せや相談に応じて調査し、著作権者との仲介連絡業務をおこなった。今期は会員、非会員ともに契約書に関する相談と質問が多数あり、とくに高校生、大学生、大学院生から、出版契約書および電子出版契約に関する取材があった。「21世紀の契約書を考える会」から派生した「電子書籍を読んでみよう」の開催に協会会議室を提供し運営に協力している。また、「脱原発をめざす作家の会」、「吉里吉里忌・世話会」などの団体に会議室を提供、貸出を日常的に行った。

以上

※広報・提案事業「入試問題」に関する要望書

平成 25 年 8 月吉日

各 学 校 長 殿

同 入 学 試 験 担 当 者 殿

公益社団法人 日本文藝家協会

理 事 長 篠 弘

入試問題に関する要望書

拝啓 貴校におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて本日は、貴校で実施されます平成 26 年度の入試問題作成につきましてお願ひをさせていただきます。

日本文藝家協会は、著作権の擁護・確立につとめ、著作権管理業務も行っている文芸家の職能団体です。学校等の入学試験問題（主として国語）に文芸家の作品が数多く使用されていますが、貴校の試験実施にあたり、法律で定められた著作権・著作者人格権を十分に尊重し、入試問題作成関係者に下記の点をご確認くださるよう、強く要望いたします。

敬具

記

- 1、試験の実施のためにやむを得ないと認められる範囲以上に作品を改変しないこと。
- 2、出典（著作者名・作品名等）を明示していただくこと。
- 3、試験の実施後速やかに、使用した作品の著作者（著作権者）または当協会が著作権管理をしている場合は当協会（以下同様）に、試験問題用紙を添えて報告していただくようお願ひします。
- 4、入学試験問題を次年度の受験生等に配布する、ホームページ等に掲載する、各校独自の試験問題集に収載する、これらの場合は、いずれも必ず著作者（著作権者）の許諾を求めていただくこと。また、著作物使用料が発生しますので使用料の支払いをお願いします。著者名、出所を明示しない場合、作品を著しく改変するような場合には著作者（著作権者）の許諾が必要です。
- 5、入学試験問題を、権利処理を行う出版社等に提供されることは、貴校が許諾申請前でも、問題ありません。

なお、日本文藝家協会に著作権管理委託をされている 約 3,700 名余の著作者の作品を使用される場合は、当協会で許諾が出せます。

委託者名簿は、当協会ホームページ <http://www.bungeika.or.jp/> をご参照ください。

お問い合わせ先：日本文藝家協会著作権管理部 長尾・安達・上田

電話 03・3265・9658 FAX 03・5213・5672

E-mail:bungeika@arion.ocn.ne.jp